平成28年2月22日

著作権分科会「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」資料

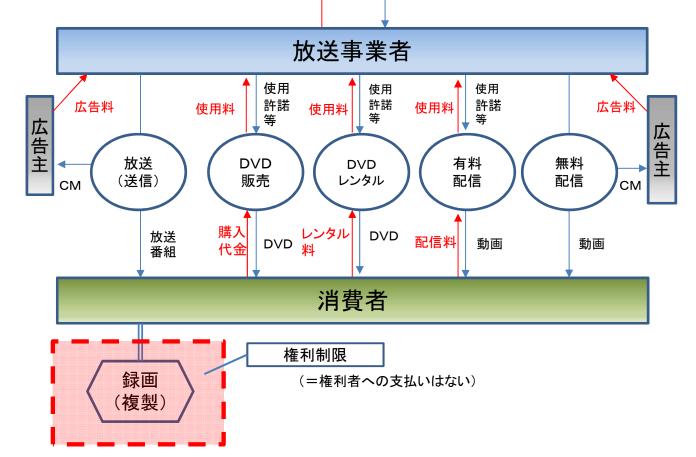
放送コンテンツ(局製作番組)の流通と対価の支払いについて

日本民間放送連盟 知財委員会ライツ専門部会法制部会特別委員 笹 尾 光

著作者・実演家・レコード製作者

著作者は「使用料」、実演家(出演者等)は「出演料等」、商業用レコードに関する実演家・レコード製作者は「(放送の場合)二次使用料」または「(放送以外の場合)使用料」。

著作者は「使用許諾」、実演家(出演者等)は「実演」、商業用レコードに関する実演家・レコード製作者は「(放送の場合)二次使用料請求」または「(放送以外の場合)使用許諾」



- 通常、放送事業者が放送番組 を作るために各権利者から許諾を 得て使用料等を支払っている範囲 は「放送」に関するもので、当初の 範囲を超える利用にあたっては、別 途許諾を得る。
- 〇 消費者(視聴者)による私的使用のための複製は著作権法第30条により権利者の権利が制限されているため、上記の使用料等には含まれていない。
- 〇 ビジネス面からみると、広告放送事業者にとって録画視聴は番組を視聴してもらえるというプラス面はあるものの、CMを飛ばされる可能性が高いことから、営業面のマイナス要素が大きい。
- 〇 昨今では在京5社による見逃し配信が開始されるなど、配信(無料・有料)によって放送後にも番組を正規に視聴できる環境の改善を進めている。こうした配信の場合は権利者への支払いがあるが、録画視聴ではそうした支払いはない。